

法務省管警第241号  
平成13年11月2日

入国者収容所長 殿  
地方入国管理局長 殿  
地方入国管理局支局長 殿  
地方入国管理局出張所長 殿（下関，鹿児島）

法務省入国管理局長 中尾 巧

拒食中の被収容者への対応について（通達）

被収容者が拒食した場合には、昭和33年7月25日付け大村入国者収容所長あて法務省管警第31号「被収容者がハンストを行った場合の措置について」に基づき対応しているところ、同文書発出後、相当な年数が経過する中で、被収容者の国籍が多様化し、その処遇等に困難を伴う事態も生じています。このような状況にかんがみ、今般、拒食中の被収容者に対する措置の見直しを検討し、下記のとおり、本日付けで要領を定めたので、以後、同要領に基づき、被収容者の人権を尊重しつつ適正な運用に努められたく通達します。

なお、上記昭和33年7月25日付け法務省管警第31号「被収容者がハンストを行った場合の措置について」は、本日付けをもって廃止します。

記

1 被収容者が拒食した場合の措置

- (1) 水分や食物の摂取状況を把握するため、原則として単独室に移室する。
- (2) 拒食開始時の体重を測定する。
- (3) 看守勤務者等による説得を行う。
- (4) 週に1回臨床心理士によるカウンセリングを実施する。
- (5) 点滴などの治療を勧め、本人が承諾すれば実施する。

(6) 上記のほか、次の措置をする。

ア 拒食開始から14日目まで

診療室医師による週に2回の診察及び体重測定を実施する。

イ 15日目から21日目まで

(7) 診療室医師による1日に1回の診察及び体重測定を実施する。

(イ) 2週間を超える絶食は生命の危険があることを診療室医師及び看守勤務者等が本人に繰り返し伝える。

(ウ) 3週間を超えて拒食を継続する場合には強制的治療を行うことを診療室医師及び看守勤務者等が本人に繰り返し伝える。

ウ 22日目

強制的治療を実施する。

## 2 留意事項

(1) 拒食中であっても、食事は必ず配給し、次回給食時までは被収容者の手の届く場所に残置しておき、湯茶についても同様に措置する。

なお、夏季など、衛生上、被収容者の手の届く場所に残置することが好ましくないと判断される場合には、当該被収容者に告知の上、冷所に保管する。

(2) 拒食中の被収容者の動静には特に注意を払い、飲食物の摂取状況、看守勤務者等による説得状況、発言内容（特に摂食、診療の拒否に係る発言）等について、勤務日誌に記録する。

(3) 看守勤務者等による説得の際には、「拒食により生命に危険が及ぶおそれがあるときには、医師による強制的治療を実施する。」旨を説明するとともに、看守勤務日誌等にその旨記録する。

(4) 上記1(6)によらず、体重減少が10%を超えた場合及び医師が必要と認めた場合には、速やかに強制的治療を行う。なお、21日を経過した時点でも医師が必要ないと判断した場合には、強制的治療を延期する。

(5) 医師が強制的治療を必要と判断した場合でも、拒食者が治療行為を拒否するときの、治療行為実施の最終的な決定は入国者収容所長又は地方入国管理局長（以下「所長等」という。）の指示によるものとする。

(6) 7日以上拒食を継続した場合には、拒食者の身分事項、退去強制手続状況、拒食理由、健康状態及びその他参考事項を電話等により本省警備課あて報告する。

なお、7日以内であっても、健康状態、その他の理由により早急な報告を要すると思われるときはこの限りでない。

(7) 上記は、主に入国者収容所を対象としたものであるが、各地方入国管理局・支局においても、外部の医師等の指導を受けながら上記に準じて対応する。

### 3 その他

(1) 拒食者のうち官給食のみ不摂取の者についても、原則的には上記措置によることとするが、所長等の判断により、適宜変更して差し支えない。

なお、この場合においても、本省警備課あて報告する。

(2) 拒食者によっては、単独室への移室に馴染まないケースも考えられるので、医師と相談の上、拒食の経緯及びその後の動静等により単独室への移室の是非を判断し、所長等の指示により、必要に応じて柔軟に対応して差し支えない。

(3) 入所時における身体検査の際に、必ず体重計により体重測定を実施し、被収容者名簿にその数値を記載しておくとともに、収容期間が3か月を超える被収容者については、健康な者を含む全員について3か月ごとに体重測定を実施し、被収容者名簿に記録する。